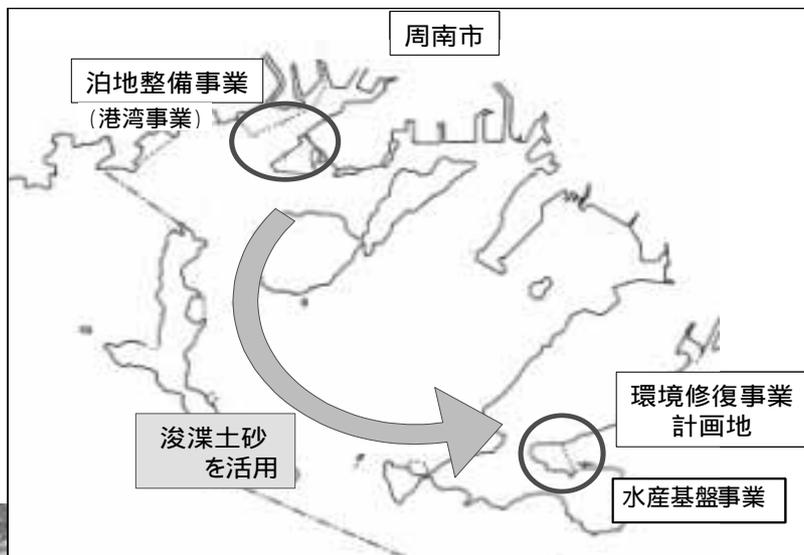


【徳山下松 大島干潟】



干潟の完成イメージ 鳥瞰図(干潮時)

No	43	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 3 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出
-----	---------------------

担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	----------------

施策の概要	<p>効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出を目的に「渚の創成」を実施している。</p> <p>渚の創成 一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る事業。</p>

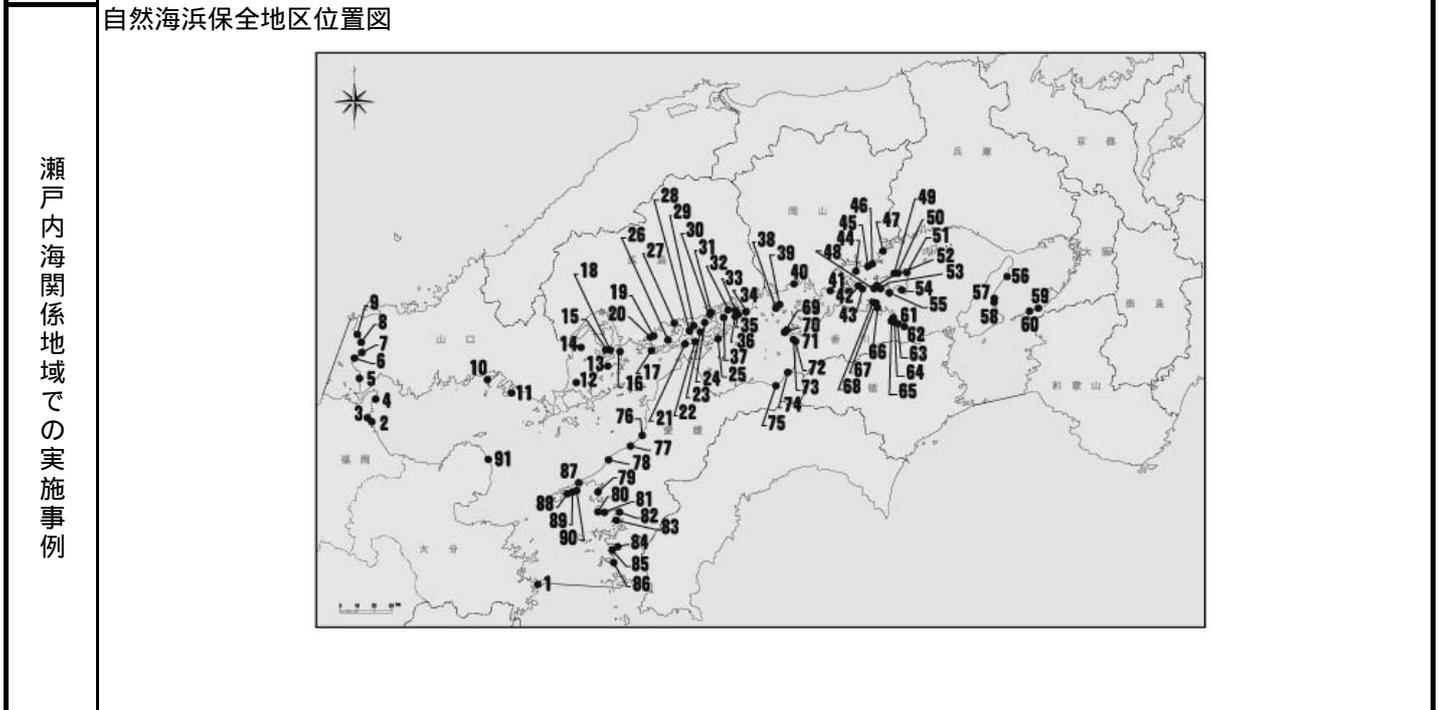
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>渚の創成 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに1箇所を選定している。 うち、平成17年度は1箇所を実施中。</p> <p>実施中……屋釜海岸【香川県】</p>

進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			

No	44	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 3 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	自然海浜保全地区制度の概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

施策の概要
 瀬戸内海においては、各種の開発等によって、自然海浜の減少が著しいことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することは、緊要の課題となっている。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、  
 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。  
 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。  
 について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。  
 これを受けて関係府県のうち11府県において条例が制定され、平成15年3月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定されている。

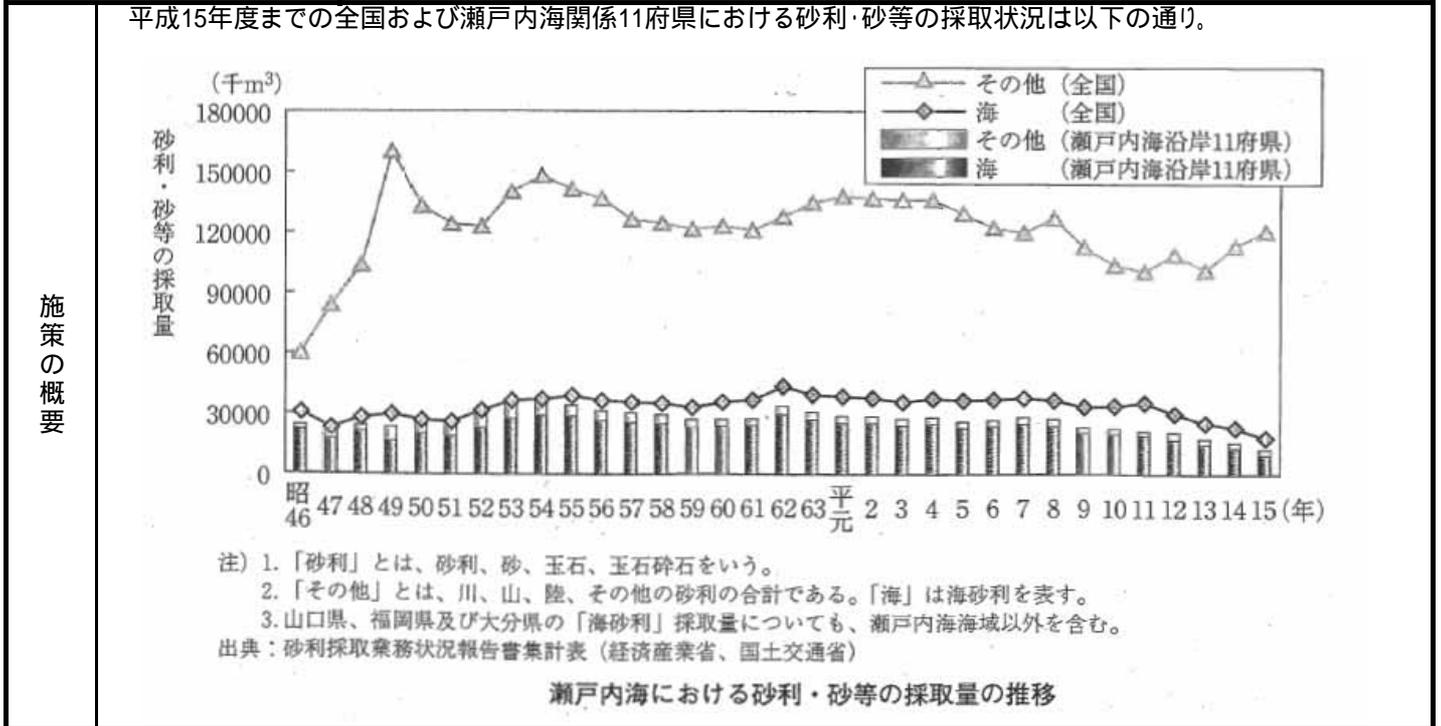


進捗状況を示すデータ			
項目1		単位	対象地域
年度			
項目2		単位	対象地域
年度			
項目3		単位	対象地域
年度			

No	45	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 4 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 -

施策名 瀬戸内海における海砂利採の状況

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室



平成15年度の府県別砂利採取量は以下の通り。  
 なお、瀬戸内海関係府県においては、海砂利の採取認可を行わないこととする府県が増えている。（香川県が平成17年度から、愛媛県は平成18年度から採取禁止）

**表 府県別砂利採取量（平成15年度）**

（単位：千m³）

	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分
海	0	0	0	0	0	1,468	0	2,324	2,530	3,052	507
その他	291	343	346	183	38	12	1,033	17	3	144	424
計	291	343	346	183	38	1,480	1,033	2,341	2,533	3,196	931

注) 1. 「砂利」とは、砂利、砂、玉石、玉石砕石をいう。  
 2. 「その他」とは、川、山、陸、その他の砂利の合計である。「海」は海砂利を表す。  
 3. 山口県、福岡県及び大分県の「海砂利」採取量についても、瀬戸内海海域以外を含む。  
 4. 数値は四捨五入してある。  
 出典：砂利採取業務状況報告書集計表（経済産業省、国土交通省）

進捗状況を示すデータ

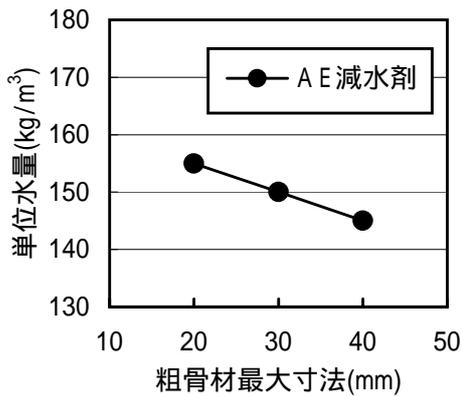
項目1		単位		対象地域	
年度					
項目2		単位		対象地域	
年度					
項目3		単位		対象地域	
年度					

No	46	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 4 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - -
施策名	瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の概要について		
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室		
施策の概要	<p>瀬戸内海における海砂利採取の実態を把握するとともに、長年にわたる海砂利採取が水質・底質、地形、生態系をはじめとする瀬戸内海の環境に及ぼしてきた影響を明らかにすることを目的に平成6年から平成13年にかけて「瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査」を実施した。</p> <p>1. 調査項目及び結果 濁りの発生等水質の変化 &lt; 結果 &gt; 砂利採取船から排出される余水の拡散は潮流の強弱や底質の底泥率、採取船の運転状況等によりかなりの差が生じていた。PH、COD、溶存酸素濃度及び栄養塩類(窒素・磷)等について、余水及び周辺海域で調査した結果、水質の変化は余水口周辺の狭い範囲以外にはほとんど認められなかった。</p> <p>海底地形、底質の変化 &lt; 結果 &gt; 備讃瀬戸(榎島南東海域)の砂利採取区域では、その区域の大半で砂利採取前の水深から、-20m程度水深が増大していることが確認された。 三原瀬戸(大久野島東海域)の砂利採取区域では、採取前に存在していた-3m~-20mの砂堆が消滅し、大半が-40mを超える水深となり、底質が明らかに礫化している区域が確認された。礫化の原因としては、海砂利採取に伴い不要物として排出された礫分(礫や貝殻等)が潮流にも流されず、採取区域内やその周辺に堆積したままと考えたものと考えられる。また、備讃瀬戸底生生物調査時に併せて採取前後における海底地形の変化を調査したところ、採取の1年後でも海底地形に大きな変化はなく、凹凸地形の埋め戻しや平準化は容易に生じるものではないと考えられた。さらに、燧灘底生生物調査において、海底地形及び底質について昭和元年当時の既存データと比較したところ、水深の増大と凹凸地形は過去に砂堆があった範囲のほぼ全域に及び、底質は、砂分主体から砂礫分主体に変化していることが確認された。</p> <p>底生生物(マイクロベントス)への影響 備讃瀬戸底生生物調査においては、実際に行われている海砂利採取と比較して面積、深さはかなり小規模であるが、試験的に表層砂利を採取し、その前後における底生生物の経時変化を調査した。その結果、種類数、個体数など底生生物への影響は数ヶ月に及び、時間的経過と共に回復していく様子が伺えた。 燧灘(大三島南海域)底生生物調査においては、調査地点を、現在の砂利採取認可区域、過去の砂利採取認可区域及び設定履歴のない区域に区分し、底生生物の種類数、個体数等を比較したところ、現在の認可区域を中心とした範囲で明らかに少なく、海砂利採取による影響が確認された。一方で、過去の認可区域では、設定履歴のない区域との差が見られず、影響からの回復が進んでいることが伺えた。 これらのことから、底生生物への影響については、採取の規模や方法等により差異があり、また、砂層の保持など底生生物</p>		
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>イカナゴへの影響 イカナゴが夏眠・産卵場として好んで選択する海砂利の粒度範囲とコンクリート用細骨材の標準粒度の範囲が重なっており、海砂利採取の影響が懸念されている。 備讃瀬戸海域で実施したイカナゴの卵稚仔調査及び過去の岡山県の調査結果を総合すると、イカナゴ発生量は昭和50年代に入って大きく低下し、現在まで低いレベルのままで推移していることが確認された。 一方、備讃瀬戸の燧灘・播磨灘・大阪湾にもイカナゴの夏眠場・産卵場があるが、ここでは砂利採取は過去30年以上行われていない。兵庫県の調査によると、備讃瀬戸でみられたような昭和50年代に入ってからイカナゴ発生量の大きな低下は播磨灘・大阪湾ではみられず、昭和60年以降は大きく増加している。この60年頃より、調査時の採取方法の変更や資源管理型漁業の導入などがあり、過去のデータと直接比較は困難であるが、イカナゴ発生量自体が増加しているものと考えられる。 イカナゴ発生量が減少する要因としては、漁獲による減少、水質や夏眠・産卵場である底質等の変化による生息環境の悪化などが考えられる。備讃瀬戸では、イカナゴ漁獲量は昭和50年代の一時期には増大しているものの、昭和60年代以降はイカナゴ発生量の多かった昭和40年代前半より少し多い程度で推移しており、漁獲量と発生量との関係を見る限りにおいては、漁獲が大きな影響要因になっているとは考えられない。また、水質についても昭和50年代以降悪化傾向が見られないこと及びポンプ採取船の導入により昭和50年頃から砂利採取量が大幅に増大したことなどを考慮すると、イカナゴ発生量の低下は、大量の海砂利採取により夏眠・産卵場を奪ったことが最も大きな影響要因と考えられる。 また、イカナゴが魚食性魚類の餌として生態系の重要な地位を占めており、このようなイカナゴ発生量の低下は、海域生態系にも影響を与えてきたものと考えられる。</p> <p>2. 今後の対応 海砂利の賦存量・分布状況の把握と環境影響調査の実施 採取量の最小限化 環境への影響を及ぼすことが少ない採取位置、面積、期間等の制限 環境への影響のより小さい採取方法等の開発の促進等 海砂利代替材の安定確保と研究開発の促進等 海砂利採取跡地等への保全</p>		

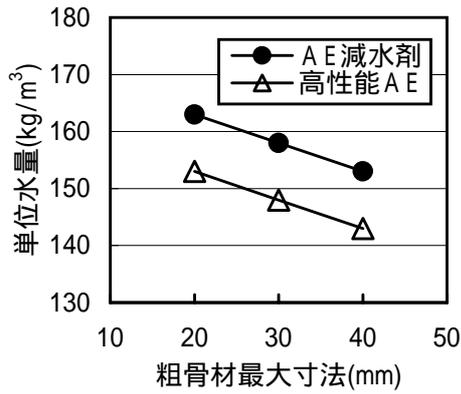
No	47				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	4	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	代替骨材の研究開発の取り組みについて											
担当部局	独立行政法人土木研究所技術推進本部構造物マネジメント技術チーム											
施策の概要	<p>従来、瀬戸内海近郊の地域では、レディーミクストコンクリートに使用する細骨材に瀬戸内海の家砂を使用してきた。瀬戸内海の家砂の採取規制により、コンクリート用細骨材が不足する事態となっており、代替骨材に関する検討として以下の研究を行ってきている。</p> <p>(1)コンクリート用細骨材への砕砂の有効利用技術の検討(H12)  砕砂は海砂に比較して粒子形状が悪く、コンクリートの単位水量が増加するが、高性能A E減水剤を使用することで対応が可能であることが分かった。</p> <p>(2)現在の骨材品質規格を一部満足しない規格外細骨材の有効利用技術の検討(H15～17)  品質規格を満足しない細骨材を多数収集して、コンクリートの品質に与える影響について実験的検討を行った。この結果、細骨材の種類によってはフレッシュ性状に影響を与えるものがあるが、硬化後の強度や凍結融解耐久性に与える影響は小さく、有効利用への可能性を示した。</p>											
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>骨材の供給は海砂利については減少する一方、砕石は増加している。(瀬戸内海関係地域での具体的数値については不明)  (海砂利:H12年度66百万トン H14年度50百万トン、砕石:H12年度431百万トン H14年度454百万トン(出典:経済産業省製造産業局推計))</p>										
進捗状況を示すデータ												
項目1							単位			対象地域		
年度												
項目2							単位			対象地域		
年度												
項目3							単位			対象地域		
年度												

(1) 砕砂の有効利用技術の検討

- ・川砂に比較して砕砂は単位水量が増加する(海砂は川砂と同等)
- ・高性能AE減水剤を使用することで単位水量を減じることが可能



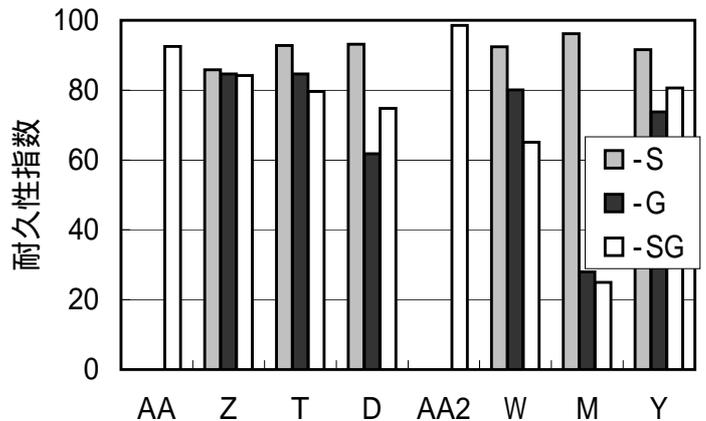
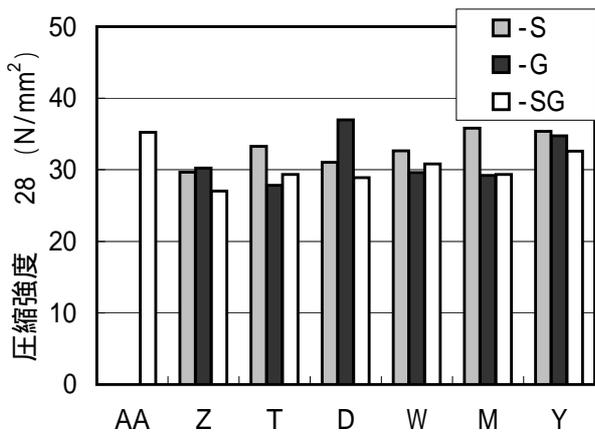
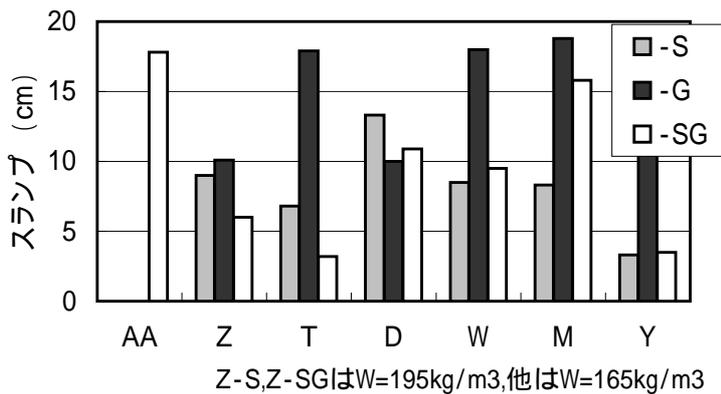
(1) 川砂



(2) 砕砂A

(2) 規格外細骨材の有効利用技術の検討

- ・品質規格を満足しないZ,T,D,W,M,Yの6種類の細骨材(S)、粗骨材(G)を使用してコンクリートを練混ぜ、品質を調査した(AAは比較用の良質骨材)
- ・細骨材の影響はスランプで大きく、強度、耐久性では小さい



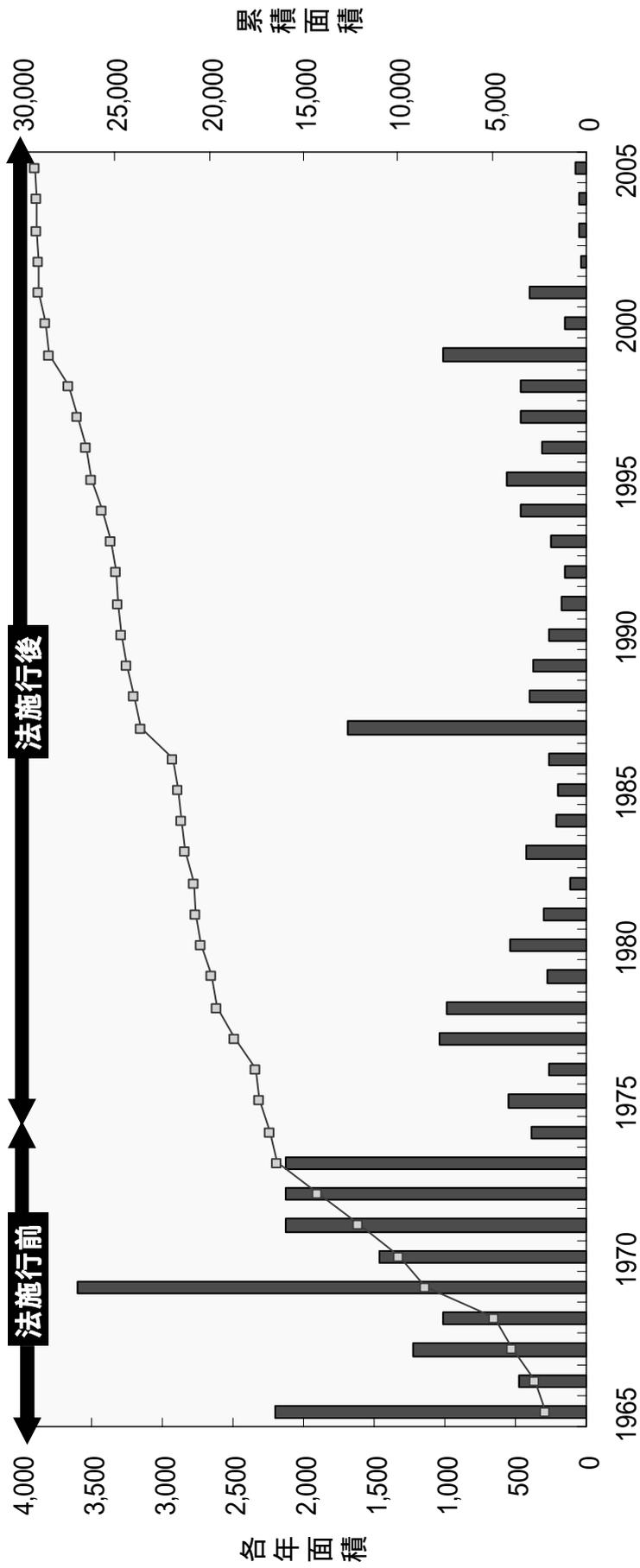
No	48	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	瀬戸内海の埋立の状況
-----	------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	------------------------

施策の概要	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法第13条に基づき、瀬戸内海における公有水面埋立の免許又は承認に当たって、関係府県知事は瀬戸内海の特異性に十分配慮しなければならないこととされている。本規定の運用のため、昭和49年5月の瀬戸内海環境保全審議会の答申を受け「埋立ての基本方針」が策定された。</p> <p>【埋立の基本方針の概要】</p> <p>・瀬戸内海における埋立は厳に抑制すべきであり、やむを得ず認める場合にも以下の基本方針が運用されるべきである。</p> <p>(1) 全ての海域において一般的配慮事項を確認すること</p> <p>・一般的配慮事項： 水質汚濁による影響が軽微なこと等、生態系、自然景観への影響が軽微なこと等、漁業への影響が軽微なこと等</p> <p>(2) 下記の区域において、埋立を極力避けること</p> <p>・環境保全上の指定地域(自然公園法による特別地域、自然環境保全法による特別地域、鳥獣保護法による特別保護地区、名勝天然記念物など)、その他法律で指定された漁業保全上の地域</p> <p>(3) 特定海域において、留意事項に適合しない埋立はできるだけ避けること</p> <p>・留意事項： 公害防止、環境保全に資するもの、水質汚濁防止法による特定施設を設置しないもの、汚濁負荷量の小さいもの</p> <p>特定海域：大阪湾奥部、播磨灘北部、播磨灘中央部のうち香川県側、水島灘、燧灘のうち愛媛県側、安芸灘のうち広島県側及び広島湾</p>
	<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p> <p>平成16年11月2日から平成17年11月1日までに免許・承認された埋立件数は39件、埋立面積は76,5haであった。このうち10haを超える埋立は2件であった。なお、これらの埋立による、藻場および干潟の消滅は無かった。</p>

進捗状況を示すデータ		詳細は裏面参照									
項目1	埋立免許面積の推移					単位	ha	対象地域	瀬戸内海		
年度	H13	H14	H15	H16	H17						
	398.2	35.2	49.5	43.9	76.5						
項目2	埋立免許件数					単位	件	対象地域	瀬戸内海		
年度	H13	H14	H15	H16	H17						
	76	42	40	50	39						
項目3						単位		対象地域			
年度											



(備考)

1 環境省調べ

2 1965～72年は1月1日～12月31日、1973年は1月1日～11月1日、1974年以降は前年の11月2日～11月1日の累計  
(瀬戸内海環境保全臨時措置法は、1973年11月2日に施行)

3 図中の1971～73年の値は、3年間平均の数値である。

No	49	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 5 -

施策名	埋立に当たっての環境保全
担当部局	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室

施策の概要	面積50ha以上の公有水面埋立及び30ha以上の廃棄物最終処分場においては、環境影響評価法に基づき、環境影響評価を行うこととされている。その際には、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとされ、その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとされている。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	環境影響評価法の施行以降、瀬戸内海においては、徳島飛行場拡張事業及び徳島空港周辺整備事業、大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業及び公共関与臨海部新処分場整備事業の3件について、環境影響評価手続きを完了している。
----------------	--

進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			

No	50	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	多自然型川づくり
-----	----------

担当部局	国土交通省河川局河川環境課、治水課
------	-------------------

施策の概要	<p>多自然型川づくりは、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業の実施をいい、現在、災害復旧事業を含め全ての河川整備は多自然型川づくりとすることが基本とされている。</p> <p>多自然型川づくりにおいては、水理特性、背後地の状況等を十分踏まえた上で、生物の良好な成育環境と自然景観の保全・創出に配慮した適切な護岸工法を選択しているところ。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>広島市を流れる第一古川等において実施。</p> <p>&lt;具体的な実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬や淵を設け河道を蛇行させるなどし、変化に富んだ整備を実施。</li> <li>・治水上支障の無い範囲で極力樹木の保存や植樹を実施。</li> </ul> <p>等</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	51	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	地下水の涵養に関する取り組み施策紹介
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

<p>施策の概要</p>	<p>1)地盤高・地下水位の観測と揚水量調査等に関する基本的な考え方及び望ましい監視の水準等についてとりまとめた地盤沈下監視ガイドラインを策定している。</p> <p>2)地盤環境保全施策に資するため、各都道府県における地下水の利用状況、地盤沈下等の状況を取りまとめ環境省ホームページにてその情報を公表している。</p> <p>3)国及び地方公共団体が実施した地盤沈下の測定結果について地方公共団体から報告を受け、これを基に全国の地盤沈下の概況を取りまとめている。</p> <p>4)地盤沈下など地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取規制に関する施策を推進している。</p> <p>5)地下水の流動や地盤沈下の発生の仕組みなど、地盤環境保全対策を検討するため必要な調査研究を行うとともに、地域の特性を踏まえた適切な地下水管理方策の検討を行っている。</p>
--------------	--

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	
-----------------------	--

進捗状況を示すデータ													
項目1										単位	km <sup>2</sup>	対象地域	
年度													
項目2										単位	km <sup>2</sup>	対象地域	
年度													
項目3										単位		対象地域	
年度													

No	52	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- -

施策名	水循環機能の維持・回復を図るための取り組み(施策紹介)
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課

施策の概要	<p>1)環境基本計画 第2次環境基本計画(平成12年12月閣議決定)において、「環境保全上健全な水循環の確保」が21世紀初頭における環境政策の重点分野である「戦略的プログラム」の一つとして位置づけられており、この中では、流域ごとに、現在及び将来の社会経済の状況、技術レベル、生活の質の維持を考慮した上で、災害や健康リスクを最小限にしながら、自然の水循環の持つ恩恵を最大限享受できるような新しい水循環の形を構築することを目指すこととしている。また、流域の都道府県、国の出先機関などの所轄行政機関が、流域の水循環系の現状について診断し、その問題点を把握して、環境保全上健全な水循環計画を作成し、実行することが重要であるとしている。</p> <p>平成17年度は、第2次環境基本計画の策定から5年後に当たり、経済・社会及び環境の現状を踏まえ、年度中に現行の環境基本計画を変更し、第3次環境基本計画を策定する予定であり、この中でも「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」は第2次環境基本計画に引き続き重点分野に位置付けられる予定である。</p>
	<p>2)関係省庁との連携 水に関係する5省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)は、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議を設置し、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項についての検討及び整理を行ってきたところであるが、平成15年10月に省庁連絡会議の議論をとりまとめ、「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として公表した。これは、水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むのかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を示している。</p>
	<p>3)環境省の取組 平成16年度から、水循環計画策定等調査、水環境の健全性指標検討調査、水環境保全活動の普及支援事業の予算を確保し、環境保全上健全な水循環機能の維持回復に向けた取組を推進している。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ		別添 図参照			
項目1	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目2	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目3	CODの負荷量の推移	単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					

No	55	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - -

施策名	湖沼法改正の概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課

施策の概要	<p>・湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすく、一度蓄積すると改善が容易でないため、河川や海域に比して湖沼の水質は顕著な改善傾向が見られない状況にある。また、富栄養化に伴い、各種の利水障害が生じている。このような湖沼の水質汚濁の要因は、多岐にわたっている。</p> <p>・湖沼水質保全のためには、従来からの水質汚濁防止法による規制だけでは十分ではないこと等にかんがみ、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)が制定された。</p> <p>・湖沼法では、環境大臣は、都道府県知事の申し出に基づき、特に水質環境基準の確保が緊要な湖沼を指定し(指定湖沼)、指定湖沼では、都道府県知事が定める湖沼水質保全計画に基づき、下水道等整備などの生活排水対策、底泥しゅんせつなどの浄化対策を推進するとともに、新增設の工場・事業場からの排水に対する負荷量規制等を行っている。</p> <p>・これらの結果、湖沼に流入する事業場等からの汚濁負荷量は着実に削減されてきたものの、湖沼の水質改善は依然として芳しい状況にはないため、平成17年度に湖沼法が改正(平成17年6月22日公布)された。改正の概要は次のとおりである。</p> <p>    新增設の工場・事業場に適用されていた排水の負荷量規制を、既設の工場・事業場にも適用      農地・市街地等から流出する汚濁負荷の対策を推進する地区を流出水対策地区として指定し、非特定汚染源対策を推進      湖沼の水質改善に資する植物が生育している地区を湖辺環境保護地区として指定し、必要な規制を実施      湖沼水質保全計画の策定手続きに、関係住民の意見聴取を位置付け</p> <p>・現在、全国で10湖沼が指定湖沼に指定され、各々の湖沼水質保全計画に基づいて取組が進められている。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・児島湖(岡山県)が昭和60年度に指定湖沼に指定されており、以降、湖沼水質保全計画に基づき各種の対策が実施されている。</p> <p>・児島湖の現在の湖沼水質保全計画は平成17年度までとなり、平成18年度には改正湖沼法に基づき、次期湖沼水質保全計画が策定されることとなっている。</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

No	56	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 7 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	下水処理水の再利用に関する取り組み
担当部局	国土交通省下水道部流域管理官

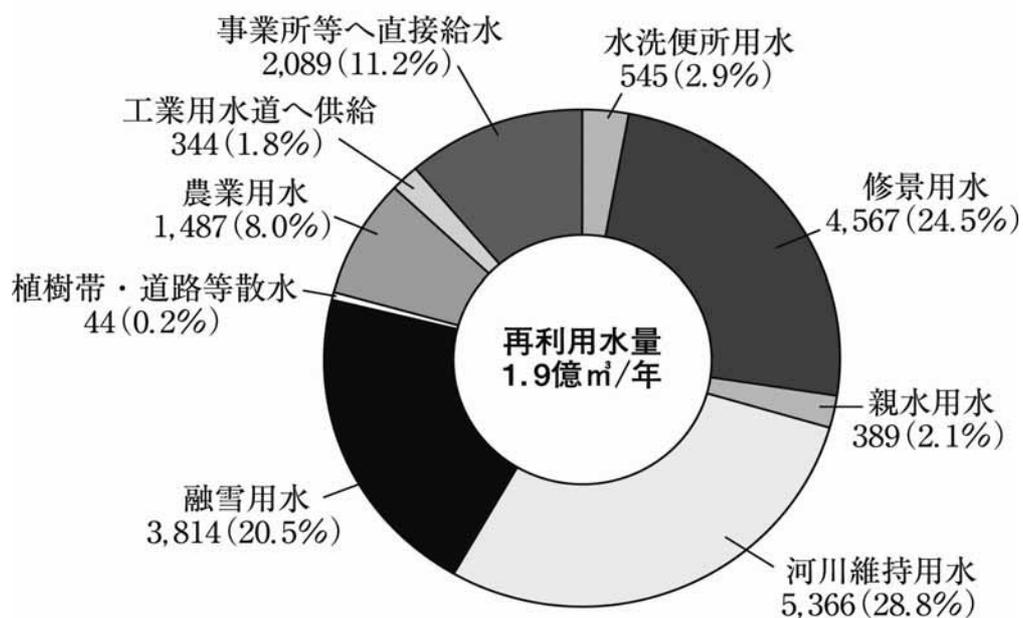
施策の概要	<p>1) 昭和55年度に「下水処理水循環利用技術指針(案)」を策定し、昭和56年7月に関係地方公共団体に通知。 平成元年度には処理水再利用の用途の多様化に対応すべく、「下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル(案)」を策定。</p> <p>2) 更なる下水処理水再利用の重要性の高まりを受け、上記マニュアル等を見直し、平成17年4月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定し、関係地方公共団体に事務連絡を発出。</p> <p>3) また、昭和54年度から関係省庁と協力して民間の行う雨水、汚水の循環利用を推進するために、財政的援助を実施。</p> <p>4) 下水処理水の再利用等により健全な水循環系の再生を図る事業に対し、新世代下水道支援事業制度により支援。</p> <p>5) 平成15年度は246の処理場において下水処理水が場外に送水され、工業用水、修景用水等として再利用されており、その水量は年間約1.9億<math>m^3</math>。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

## 用途別有効利用量の割合(平成15年度実績)

下水処理水用途別有効利用状況(万 $\text{m}^3$ /年)



No	58				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	8	-	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	榎野川干潟地区自然再生事業(補助事業)											
担当部局	自然環境局 自然環境計画課											
施策の概要	<p>自然再生事業</p> <p>自然と共生する社会を実現するために、優れた自然を保全することに加え、失われた自然環境の再生を積極的に推進することが必要である。このため、関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施する。</p> <p>環境省では平成17年度までに直轄事業として7地区、自然公園等整備費国庫補助金及び自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業を15地区、計22地区で自然再生事業を実施。</p>											
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>榎野川干潟地区自然再生事業</p> <p>(1)山口県山口市仁保地区を源流とし、山口市内を經由して、山口湾に至る榎野川流域が対象。</p> <p>(2)上中流域からの浮泥流入、生活排水対策の遅れによる富栄養化等によりカキの異常発生が生じるなど干潟生態系の改変・改質が生じている。このため、干潟生態系に影響を及ぼしている流域全体の現況調査を行った上で、上流から下流までの環境関連施策を盛り込んだ産学官民にわたる多様な主体の連携・協働による流域構想を策定し、この構想に基づき、榎野川河口干潟の再生に必要な干潟機能調査、干潟機能回復現地実証試験等を実施し、生物多様性の確保、干潟浄化機能の回復等を図る。</p> <p>(3)産学官民からなる「やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会」及び「榎野川河口干潟再生小委員会」に、調査方針、手順、実施方法等を諮った上で、関係機関が連携・協力して、調査を実施し、自然再生推進計画を策定。</p> <p>平成14年度 河口干潟等流域の水質、生物調査、流域構想策定等</p> <p>平成15年度 干潟機能調査等の実施</p> <p>干潟機能調査の実施</p> <p>干潟機能回復工法検討</p> <p>平成16年度 現地実証試験の実施(置換、耕耘試験)及び効果確認と評価(必要に応じて)</p> <p>干潟機能回復詳細手法の決定</p> <p>(4)平成16年8月1日には榎野川河口干潟等の再生の取組を今後さらに効果的に進めるため、自然再生推進法に基づく「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」が設立され、計画段階から多様な主体の参画により自然再生事業が推進されている。平成17年3月には、自然再生全体構想を策定した。</p>										
進捗状況を示すデータ												
項目1							単位			対象地域		
年度												
項目2							単位			対象地域		
年度												
項目3							単位			対象地域		
年度												

No	63			No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	11	-	-
				該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	河床の汚泥の除去				
-----	----------	--	--	--	--

担当部局	国土交通省河川局河川環境課				
------	---------------	--	--	--	--

施策の概要	ダイオキシン類に汚染された河川底質の浚渫除去を実施している。				

瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、大阪府の神崎川等でダイオキシン類に汚染された底質を浚渫除去し、適正に埋立処分している。				

進捗状況を示すデータ						
項目1					単位	対象地域
年度						
項目2					単位	対象地域
年度						
項目3					単位	対象地域
年度						

No	64	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 12 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - -

施策名	瀬戸内海における水質モニタリングの概要(常時監視、広域総合水質調査)
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室

施策の概要	<p>3. 各種モニタリングの実施および取りまとめについて</p> <p>(2) 公共用水域水質測定 水質汚濁防止法に基づき、地方自治体により、昭和46年より全国の公共用水域で汚濁状況の実態調査が実施されており、環境省においてとりまとめを実施している。その結果から、環境基準の達成状況をモニタリングしている。</p> <p>(1) 広域総合水質調査 水質総量規制の効果を把握するために東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、環境省が水質汚濁の実態調査を昭和54年より実施している。</p>																	
	<p style="text-align: center;">表 指定水域における水質モニタリングの概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>公共用水域水質測定</th> <th>広域総合水質調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>全国の公共用水域</td> <td>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td>水質(健康項目、生活環境項目)</td> <td>水質(生活環境項目)、底質</td> </tr> <tr> <td>測定点</td> <td>陸域に近い沿岸域を中心に配置</td> <td>海域から沿岸域の沖合にかけて一様に配置</td> </tr> <tr> <td>頻度</td> <td>原則として12回/年以上(1回/月以上)</td> <td>4回/年(春、夏、秋、冬)</td> </tr> <tr> <td>深度</td> <td>           表層(海面下 0.5m)            中層(海面下 2.0m)            下層(海面下 10.0m)            水深が5m未満の場合は表層のみ測定。            水深が10m以上の場合はのみ下層を測定。         </td> <td>           水深5m未満の場合            上層(海面下 0~0.5m)            下層(底土上 0.5m)            水深5m以上の場合            上層(海面下 0~0.5m)            下層(底土上 1.0m)         </td> </tr> </tbody> </table>		公共用水域水質測定	広域総合水質調査	対象	全国の公共用水域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	調査項目	水質(健康項目、生活環境項目)	水質(生活環境項目)、底質	測定点	陸域に近い沿岸域を中心に配置	海域から沿岸域の沖合にかけて一様に配置	頻度	原則として12回/年以上(1回/月以上)	4回/年(春、夏、秋、冬)	深度	表層(海面下 0.5m) 中層(海面下 2.0m) 下層(海面下 10.0m) 水深が5m未満の場合は表層のみ測定。 水深が10m以上の場合はのみ下層を測定。
	公共用水域水質測定	広域総合水質調査																
対象	全国の公共用水域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海																
調査項目	水質(健康項目、生活環境項目)	水質(生活環境項目)、底質																
測定点	陸域に近い沿岸域を中心に配置	海域から沿岸域の沖合にかけて一様に配置																
頻度	原則として12回/年以上(1回/月以上)	4回/年(春、夏、秋、冬)																
深度	表層(海面下 0.5m) 中層(海面下 2.0m) 下層(海面下 10.0m) 水深が5m未満の場合は表層のみ測定。 水深が10m以上の場合はのみ下層を測定。	水深5m未満の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 0.5m) 水深5m以上の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 1.0m)																

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【公共用水域水質測定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CODについては、水質総量規制制度の開始時点から測定されている。</li> <li>・富栄養化の問題に対応するため、第5次総量規制より全窒素及び全リンが対象となっており、平成7年度から測定が開始されている。</li> <li>・瀬戸内海においては平成16年度で301地点(内大阪湾23地点)で水質測定を実施。</li> </ul>
	<p>【広域総合水質調査について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年よりCOD、T-N、T-P等の測定を実施。</li> <li>・瀬戸内海においては平成16年度124地点で水質測定を実施。</li> </ul>

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													